

桜税会

政府からの移転所得に対する課税：累進税率適用の留保ルール

木村弘之亮

目次

1. 現行の移転所得非課税の原則
2. 経済的給付能力についての総説
3. 経済的給付能力と課税
4. 経済的給付能力と政府からの移転所得
5. 政府からの移転所得を課税しない理由は、政府からの金銭給付を補完
6. 生存権保障の性格をもたない、政府からの移転所得に対する課税
7. 生存権保障の性格を有する、政府からの移転所得に対する累進税率適用の留保
8. 展望